

相続法改正で 遺留分制度が大きく変わる

—遺留分減殺請求権から生ずる権利を金銭債権化

弁護士 野々山 宏

第1 高齢化社会における遺留分制度の重要性と現行制度の問題点

高齢化社会が進展し、遺言を残すことが多くなっていることを業務の中でも感じている。遺言が増えるに伴い、遺留分に関する相談や遺留分減殺請求の事件も増えている実感がある。

遺留分制度は、被相続人の財産処分の自由と相続人の保護の調和を図った制度である。本来被相続人は自己の財産を遺贈や贈与などによって自由に処分することができるはずであるが、他方で、相続においては遺族の生活保障や遺産形成に貢献した遺族の潜在的持分の清算の要請がある。そのことから、遺留分制度によって、相続財産の中で、法律上その取得が一定の相続人に留保され、被相続人の自由な処分に制限を加えている(現行民法1028条から1044条)。被相続人が、法律上その取得が一定の相続人に留保されている遺留分以上に遺言による遺贈や贈与を行ったときには、遺留分を侵害された相続人は受遺者や受贈者に対して、遺留分減殺請求権を行使することができる(現行民法1031条)。

そして、現行民法では、遺留分減殺請求の効果は物権的に生じると解釈されている。すなわち、遺留分権利者の減殺請求により遺贈又は贈与は遺留分を侵害する限度において失効し、受遺者又は受贈者が取得した権利はその限度で当然に減殺請求をした遺留分権利者に帰属する(最判昭51.8.30民集30巻7号768頁)。その結果、遺留分減殺の対象となった遺贈や贈与の目的物は受遺者・受贈者と減殺請求者の共有関係となる。

ところが、当然に相続財産が共有関係となることによって複雑な権利関係が生じ、共有関係の解消が新たな紛争となり、遺留分減殺請求権の行使では最終的な解決にはならない。また、被相続人が特定の相続人に家業を継がせるために、株式や店舗、商品等の事業用財産を遺言で遺贈しても、遺留分減殺請求により事業用財産が当然に他の相続人との共有になる結果、家業を継いだ者が必要な処分や担保提供を自由にできず、事業運営が円滑に行えなくなり、事業承継後の経営が

困難となる事案も生じている。また、不動産等の共有持分権を取得してもただちに遺留分権利者の生活保障とはならない場合も多く、むしろ遺留分減殺請求によって金銭を取得できる方が生活保障に資することになる。

現行制度には、このような問題点があるうえに、遺留分制度の趣旨は遺留分権利者の生活保障や遺産の形成に貢献した遺留分権利者の潜在的持分の清算にあるが、この目的を達するためには必ずしも物権的效果を認める必要はなく、むしろ金銭的に解決した方が目的に資すると考えられる。

そこで、相続法改正によって遺留分制度の効力・法的性質を変更させることとなった。

第2 遺留分制度見直しの概要

1 遺留分制度の見直しは、民法の相続法の改正の一環として行われた。改正相続法は平成30年7月6日に成立し、同年7月13日に公布された。遺留分制度以外にも、配偶者の居住権保護、家庭裁判所の判断を得ないで預貯金の払い戻しを認める仮払制度の導入などの遺産分割制度の見直し、自筆証書遺言の方式緩和などの遺言制度の見直し、相続における対抗要件などの相続の効力に関する見直し、相続人以外の者の貢献を考慮して金銭請求できるようにする(これについては、次稿の茶木論稿が詳しい。)など多岐にわたっている。

遺言書の方式の緩和は平成31年1月13日から施行され、配偶者の居住権保護は公布から2年以内に施行され、遺留分制度の見直しを含めたその他の改正は公布後1年以内に施行される。

2 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し(改正民法1046条)

現行民法には、前述したような問題点があり、さらに遺留分制度の趣旨からすると必ずしも物権的效果は必要でないことから、物権的效果を廃して、遺留分減殺請求権から生ずる権利を金銭債権化した。これにより、遺贈や贈与の目的財産が複雑な共有関係に陥ることなく、目的財産をそのまま受遺者・受贈者に与えたいという被相続人の意思も尊重されることになる。

現行民法1031条を全面的に見直し、改正民法1046条において、遺留分権利者及びその承継人は「遺留分侵害額請求権」という金銭債権を行使できることとした。「遺留分侵害額請求権」は、現行民法の遺留分減殺請求権と同様に形成権であることを前提

に、その権利行使により遺留分侵害額に相当する金銭債権が発生することになった。

そして、法文からは「減殺」との文言は消滅している。

3 遺留分侵害額請求を受けた受遺者・受贈者に対する金銭支払期限の許与(改正民法1047条5項)

相続財産に現金や預金が多くなく、ほとんどが不動産や事業承継した株式である場合など、遺留分侵害額請求を受けた受遺者・受贈者がただちにその額に見合う現金を準備できないことが十分に予想される。遺留分侵害額請求に基づく金銭債権の支払期限はただちに生じるので、金銭が準備できない場合には、受遺者・受贈者は遅延損害金の支払いや強制執行を受けるなどの不利益を被ることになる。そこで、改正民法1047条5項を設け、受遺者・受贈者の請求により、裁判所は、負担する金銭債務の全部又は一部の支払いにつき、相当の期限を許与することができる制度を創設した。

借地借家法13条2項、現行民法196条2項に類似の規定がある。

4 受遺者・受贈者の負担額

遺留分に基づく請求権を金銭債権化したことに伴い、受遺者・受贈者のうち、誰がいくら負担するか明確にする必要がある。そこで、現行民法1033条から1035条を廃して、改正民法1047条において、以下のように負担者を定めた。

- (1) 受遺者と受贈者とがあるときは、受遺者が先に負担する。
- (2) 受遺者が複数あるとき、又は受贈者が複数ある場合にその贈与が同時にされたときは、受けた目的物の価額の割合に応じて負担する。ただし、遺言者が遺言に別段の意思を表示した場合にはその意思に従う。
- (3) 異なる時期の受贈者が複数あるときは、後に贈与された受贈者から順次前に贈与された受贈者が負担する。
- (4) いずれも、受けた目的物の価額を限度とし、受遺者・受贈者が相続人の場合には当該価額から遺留分として当該相続人が受けるべき金額を差し引いた額を限度とする。

5 遺留分の算定方法の見直し

遺贈・贈与が相続人にされた場合に、遺留分の算定が複雑となっていたので、特則を設けて明確にした。

- (1) 相続人に対する生前贈与の範囲(改正民法1044

条3項)

現行民法では、遺留分を算定するための相続財産の価額について、相続人に対する生前贈与の中で特別受益にあたるものは時期の制限なく算入を認めていた。そのため、立証が困難な極めて古い贈与の有無やその価額が争われ、紛争長期化の原因の一つとなっていた。そこで、現行民法1030条の考え方は維持しながら、相続人に対する贈与は、①現行民法903条1項に規定する特別受益に該当する贈与に限って、②相続開始前の10年間にされたものに限定して、その価額を遺留分算定の基礎となる価額とした。相続人以外の者に対する贈与は、相続開始前の1年間にされたものを原則とした(改正民法1044条1項)。

当事者双方が遺留分を侵害することを知って贈与した場合には、相続人及び相続人以外も例外となる(改正民法1044条1項2文、1044条3項)。

- (2) その他、負担付贈与がある場合(改正民法1045条1項)、不相当な対価による有償行為があった場合(改正民法1045条2項)、遺言に記載がないなど遺産分割の対象となる相続財産がある場合(改正民法1046条2項2号)についても新たに規定を設けて遺留分額をできるだけ明確にした。

- (3) 計算式は以下のとおりとなる。

- ① 遺留分 = (遺留分を算定するための財産の価額) × (遺留分率) × (遺留分権利者の法定相続分)
- ② 遺留分侵害額 = (遺留分) - (遺留分権利者が受けた特別受益) - (遺産分割の対象財産がある場合(既に遺産分割が終了している場合も含む。))には具体的相続分に応じて取得すべき遺産の価額(ただし、寄与分による修正は考慮しない。)) + (遺留分権利者が承継する相続債務の額)

- 6 遺留分侵害額請求を受けた受遺者又は受贈者が、遺留分権利者が承継する相続債務について弁済その他の債務を消滅させる行為をしたときは、消滅した債務の額の限度で、遺留分権利者に対する意思表示によって負担する債務を消滅させることができる。当該行為によって遺留分権利者に対する求償権は、消滅した当該債務の額の限度において消滅する(改正民法1047条3項)。

第3 終わりに

遺言の普及で遺留分に関する紛争の増加が見込まれており、遺留分制度を金銭債権化した改正は紛争の早期解決、円滑な事業承継の観点から評価できる。ただ

し、核家族化が進行する中では、遺留分制度そのものが維持されるべきかが検討されなければならない。また、一定程度規定が整備されたが、今後も各相続財産の評価など遺留分価額の算定が大きな争点となると考えられ、実務において改正条文がどこまで機能するかを見極めていく必要がある。

参考資料

- ・法務省法制審議会民法(相続関係)部会第26回会議
民法(相続関係)等の改正に関する要綱案(案) <http://www.moj.go.jp/content/001246034.pdf>
補足説明 <http://www.moj.go.jp/content/001246035.pdf>
- ・法務省法制審議会民法(相続関係)部会第23回会議
補足説明(要綱案のたたき台(2))17頁以降 <http://www.moj.go.jp/content/001230291.pdf>
中間試案後に追加された民法(相続関係)等の改正に関する試案(追加試案)の補足説明58頁以降 <http://www.moj.go.jp/content/001231524.pdf>